

# 共生の時代

号外

●発行 グリーンコープ共同体理事会  
●編集 共生の時代・編集部  
〒812-8561 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号カーニーブレイス博多4階  
●電話 (092) 481-7923 ●FAX (092) 481-7876  
●ホームページ : <http://www.greencoop.or.jp/>

グリーンコープ連合理事会と会員生協理事会は、CO-OP共済をめぐる問題についての意見書を、2010年10月5日付で日本生活協同組合連合会ならびに、日本コープ共済生活協同組合連合会および全国の生協にお届けし、2010年10月11日付で、本紙号外としてその内容をお知らせしていました。

その意見書の内容に関して、生活協同組合コープやまぐち(代表理事 理事長 有吉政博様)より、10月12日付の「ご通知」と題する文書が届きました。内容は、グリーンコープの意見書の内容の一部に事実誤認があるのではないかというご指摘でした。

受けて、10月18日にグリーンコープ連合臨時理事会を開催し、コープやまぐちへの応答をお届けすること、意見書の送付先すべてにもコープやまぐちとグリーンコープとのやりとりをお届けすることを確認し、10月20日付で送付しました。

再び、10月23日付でコープやまぐちからの「ご通知」が届きました。受けて、10月27日に開催されたグリーンコープ連合理事会にて、コープやまぐちへの応答をお届けすること、意見書の送付先すべてにもコープやまぐちとグリーンコープとのやりとりをお届けすることを確認し、10月28日付で送付しました。

その後、11月2日付でコープやまぐちより「ご通知」が届きました。受けて、コープやまぐちへの応答をお届けすること、意見書の送付先すべてにもコープやまぐちとグリーンコープとのやりとりをお届けすることをグリーンコープ連合理事会で確認し、11月16日付で送付しました。

本紙では、3度にわたるコープやまぐちとグリーンコープの往復書簡を掲載します。

今般、日本生協連および日本コープ共済生協連の会員生協に対し、2010年10月5日付けで冊子が送られ、当組合にも届きましたが、その中に看過できない事実誤認の記述を発見しました。よつて、記述の訂正と冊子配布先への訂正方の周知をお願いする次第です。

事実誤認の記述は、次の箇所です。

「その大竹生協が破たんした際、岩国市に居住するその組合員をお隣のコープやまぐち生協に一人5,000円（当時の職員の記憶による）で、買い受けもらつたことがありました。そしてその結果、岩国市に居住していた「大竹生協」の組合員たちは突然、自分たちの知らないうちに、コープやまぐち生協の組合員になつて、大慨してコープやまぐち生協を脱退して、「みのり共同購入会」を組織した」

実際の事実経過は次のとおりです。

大竹生協は、昭和58年4月に和議開始申請をし、昭和59年2月に和議認可決定を受けました。この大竹生協は生活協同組合広島コープに変更になり、昭和59年6月に破産宣告を受けた岩国市民生協の元組合員に対し、広島コープの組合員として扱うようになりました。昭和60年になって、県境を越えた生協活動は生協法違反になるためこれを是正することになり、同年8月に当時の山口中央生活協同組合と広島コープとの間で確認書を交わし、広島コープは加入していた山口県居住者を脱退させ、新たに山口中央生活協同組合への加入を勧めるということになりました。これにもとづき、加入申込手続がとられ、加入者については広島コープから出資金を返還するのではなく山口中央生活協同組合に引き渡すという方法で出資金支払処理がされました。このとき山口中央生活協同組合に加入しなかつた人たちを中心として「みのり共同購入会」が組織されました。

以上のとおり、山口中央生活協同組合が大竹生協の組合員を一人5,000円で買い受けたという事実はありません。また、同組合員たちが知らないうちに山口中央生活協同組合の組合員になつたという事実もありません。更に、山口中央生活協同組合の組合員が脱退して「みのり共同購入会」を組織した事実もありません。従つて、冊子の記述部分は全部事実に反するものです。よつて、十分な事実確認もせず、「コープやまぐち生協」の名前を挙げてこのような記事を書かれたことは生協コープやまぐちの名誉と信用を傷つけるものであり、厳重に抗議するとともに、速やかに冒頭に述べた処置をとられるよう求めます。

生活協同組合グリーンコープ連合  
会長 田中裕子 様

生活協同組合コープやまぐち  
代表理事 理事長 有吉政博

2010年10月12日

2010年10月12日コープやまぐちからのご通知

ご通知

2010年10月20日グリーンコーポ応答文

生活協同組合コープやまぐち  
代表理事 理事長 有吉政

代表理事 理事長 有吉政博 様

生活協同組合連合会クリーンエロー連合  
会長 田中 裕子

拝復 急に涼しくなりました。貴職におかれましては、ますますご健勝にてご活躍の段、奉賀いたします。

不備につき、ご指摘をいただき、ありがとうございました。  
私たちは受けて、ずいぶん昔のことでもありますので、当時の様子を詳しく述べておられる方に直ちに、事実関係を照会させていただきました。その結果、その方が話してくださったことは、以下のとおりです。  
○自分が大竹生協に入職したのは1984(昭和59)年の2月のことだった。それ(昭和59年2月)は、大竹生協はその前年(昭和58年)の

春(4月)、裁判所に和議(経営が破綻したため、債権者に債権の一部または全部をカットしてもらったり、返済を繰り延べしてもらったりして経営再建に向かう、そのための裁判所を仲立ちとする債権者との協議)の開始を申請し、これが認められ、債権者との協議を重ねてきていたが、債権者との協議がようやく整い、和議が成立した時、と入職時に聞いていた。

○大竹生協は和議が成立したことを受け、「生活協同組合広島コープ」に名称変更したが、自分たちも組合員も、そして地域の人たちも、引き続き「大竹生協」と呼んでいた。

○店舗で経営再建することは困難とされ、共同購入を強化し、同購入で大竹生協の経営を再建していく、ということであった。自分が入社して2年（昭和23年）の6月に、新潟市長沼が別荘

○自分が入職した年（昭和5年）の6月は、岩国市民生協が倒産した。そのため、CO-OP商品を入手できなくなつた岩国市民民生協の組合員たちが、団結して、まず山口中央生協（コード・アベニュー）二電

「岩国には行けない」といふところが、こので  
一歩でくれた。」といふ話が大竹生協に届けられた。

るが、そこは大竹市と「生活・経済圏も同一の地域である」ということで、大竹生協の定款上の区域と認められていた。しか

し、岩国市はそうではない（生協法上、認められない）ことははじめから分かっていた。そのため、常勤役員の一部は「生協法違反になら

る」と言つて、若国市に行くことに反対したが、理事長が「行くぞー」といふことで、若国市で配達を始めたことになった。そしてその結

果、岩国市で班共同購入組合員の数が増えていった。また、そればかりでなく、柳井市にも組合員拡大の輪を広げていった。

○しかし、大竹生協の経営は一向に好転していかなかつたようである。そして、自分が入職した翌年（昭和60年）の8月、盆休みが明け、自分が生協に出勤し、拡大の取り組みに出かけようとしていたら、突

2010年10月20日

然、常勤役員から「わつ、その必要はない」「共同購入事業は全部、取りやめることになった」と告げられた。共同購入事業で経営を再建していくことだつたわけだから、共同購入事業をやめるということは、「生協をつぶすことにした」とうことだと思つた。

○当時、大竹生協の共同購入部門の職員は、自分を含めて6人だつた。

○その後、8月下旬の週、山口中央生協（コープやまぐち）の職員をトランクに同乗させて、岩国市の組合員に最後の配達をするよう命ぜられた。

○加えて、自分たちは当時、「コープやまぐちから数百万円」という話を常勤役員から聞いていたが、「コープひろしまから」という話は聞かなかつた。そして、大竹生協は8月の下旬を最後に、岩国・柳井市だけでなく、広島県内での共同購入事業もやめている。しかし、「コープひろしまの職員をトラックに同乗させ、「ナビ」するように命じられたことはなかつた。

○だから、「組合員たちは突然、自分たちが知らないうちに、コーパやまぐちの組合員になつていました」(グリーンコーパの文書)といつず、山口中央生協(コーパやまぐち)に加入せず、大竹生協を脱退した人たち、③説明会を開かずに、大竹生協を脱退した人たち、に大別できる。そして、山口中央生協(コーパやまぐち)に加入した人たちの出資金は、大竹生協から直接、山口中央生協(コーパやまぐち)に移管された。

ことはない。自分の話が「つづめた」ものになっていたので、そう聞かれたのかも知れないが、正確な事実という意味では、説明会が開かれ、組合員は納得して、移動している。「お金が動いた」のは、その前のところだと思う。迷惑をかけて、申し訳なかった。しかし、「お金が動いた」といつては、當時、「公然の秘密」と言えることだった。○また、「みのり共同購入会」は、山口中央生協（コープやまぐち）に加入したばかりの当国市の組合員を中心と、「ペスチヤライズ牛乳を次

が「いかがわしくお目にかかる」と、一派の農業者たちが「金銭的な利益を口にしない」と、一方で、農業者たちが「安心・安全な食べ物を手に入れたい」という強い思いをもつた組合員たちによつて、「自分たちで新しい生協をつくりたい」という目標をもつて、誕生していった。そして、それが後日、「グリーンコープ生協いわくに」「グリーンコープ生協ひろしま」の母胎になつていった。

以上のとおりです。すなわち、私たちが発信した文書の「一人5,00

〇〇円」という記述と「岩国市に居住していた『大竹生協』の組合員たちは突然、自分たちの知らないうちに、コープやまぐちの組合員になつてしまった」という記述は、正確ではありますまい。三種には、二種の記述

述したとおりです。私たちはしたがつて、不正確な記述で貴職にご迷惑をおかけしたことについて、心からお詫び申し上げます。申し訳ありますでした。どうかご容赦くださいるよう、伏してお願い申し上げます。

私たちはまた、私たちの認識を上述したとおりに訂正するとともに、その訂正の事実を全国の生協に明らかにいたします。すなわち、貴職からいただいた本（2010）年10月12日付「ご通知」と題する貴信を添

付した上で、本書状を「日本生協連および日本ユーラ共済生協連の会員生協」に直ちに配布し、「訂正方の周知」手続きを行います。

協（コーポやまぐち）の間で、岩国市・柳井市などに居住する大竹生協の組合員が売買されることがあつた、とする私たちの事実認識と理解そ

のものについては一切、修正する必要がないことを今回、改めて確認いたしました。私たちはそして、そうした立場から、貴職は率直にそうし

た事實を認められるべきであると考えます。

貴職が与えてくださったことに、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。今後とも、よろしくお願ひ申し上げます。

2010年10月23日コーフやまぐちからのご通知

通知

2010年10月20日付け書面を受け取りました。

内容は、当方の主張した事実経過を認められたものと認識しております。調査もせずに根拠のない文章を公にされたことは極めて遺憾だと言わざるを得ませんし、回答はなお不十分なものと考えております。

重要な点は、広島コープに加入していた山口県居住者が、同コープを脱退した後、山口中央生活協同組合に任意で加入したという事実です。これが組合員売買になるはずがありません。任意加入を認めておきながら組合員売買と評されるのは、加入してきた組合員の自由意志を愚弄するものでしかありません。

よつて、前回指摘した箇所は全部事実に反すること、組合員の売買という表現も間違っていたことを率直に認めて訂正をされるよう求めます。

生活協同組合連合会グリーンコーポ連合  
会長 田中 裕子 様

2010年10月28日グリーンコーポ応答文

生活協同組合エーブやまぐち  
代表理事 理事長 有吉 政博

生活協同組合連合会クリーンコーナ連合  
会長 田中 裕子

羽復 急に寒くなりました。今年の夏の異常な暑さ、そして、先日の奄美大島の異常な大雨、加えて今回の突然な寒さの訪れに、人類から虐待を受け続けてきた地球の悲鳴を聞くようを感じている人たちは決して、私たちだけないと信じています。貴職におかれましては、ますますご健勝にてご活躍の段、心から奉賀いたします。

私たちには、それがどのようなものであつても、自らが犯した誤りは隠すことなく明らかにし、改めていくことを信条にいたしております。例

え、私たち、それが意図したものでなかつたとしても、結果として偽装を意味することになつた場合は、その事實を記者会見で発表し、社会的に公表することにしてきました。最近も、「産直赤とんぼA栽培（無農薬）米」の生産者のひとりが除草剤を使用していたことが判明したため、この事實を全組合員に公表すると同時に、マスメディアにもニュースリースしております。また、そればかりではなく、このひとりの生産者から納入された玄米は13,620キログラムでしたが、保管倉庫では品種・等級別の入出庫管理となつていてことから、この除草剤を使用した玄米が混入した可能性がある「産直赤とんぼA栽培（無農薬）米」は134,940キログラムにのぼつたため、混入の可能性のあるものの全量に対し、組合員に返金することにいたしました。返金総額は86,925,099円になりました。私たちはこれまでも、そしてこれからも、そうした姿勢を貫き、組合員に対しても誠実に責任を負つていただきたいと考えております。

私たちはまた、私たちのそうした信条に基づき、貴職から頂戴したご指摘には即座に調査を開始し、私たちの文書に存在していた不正確な記述と認識を修正すると同時に、貴職に誠実にお詫びいたしております。また、そればかりでなく、貴職からのご請求に基づき、貴職から頂戴した本（2010）年10月12日付貴信を添付した上で、「日本生協連おおひ日本ユープ共済生協連の会員生協」に「訂正方の周知」手続きをとった次第です。ご理解を心からお願い申し上げます。

貴職はしかし、「回答はなお不十分」「任意加入の事實を認めておきながら組合員売買と評されるのは、加入してきた組合員の自由意志を愚弄するもの」「組合員の売買という表現も間違つていたことを率直に認めで訂正をされるよう」に、私たちに重ねて請求されておられます。私たちは受け、貴意に従うことが出来るかどうか、真剣に検討いたしましたが、私たちが知る事實を総合する限りでは、貴職が言われる「組合員の売買」という表現も間違つていた」という結論に、どうしても到達することが出来ませんでした。すなわち、「昔、大竹生協（広島ユープ）による大竹生協（ユープやまぐち）の間で、岩国市・柳井市などに居住する大竹生協の組合員が売買されることがあつた」とする私たちの事實認識と理解を、どうしても修正・訂正することは出来ませんでした。

私たちとはそこで、貴職から10月23日付書面を頂戴したこの機会に、貴職のお助けも借りて、この件に関する私たちの事實認識を深め、できれば貴意に従えるよう、努力したいと考えました。そして、そうした立場から、私たちは以下のとおり、私たちの疑問・質問・要請を貴職にお届けいたします。当時の事情と状況に詳しい貴職から、直接にご教示を賜ることが出来ますれば、まさに幸いです。また、関連して、今般のCOP共済の共同引受人としての資格の売買の事實についても、以下のとおり、貴職にお尋ねいたします。どうか、よろしくお願い申し上げます。

（1）「昭和60年になつて、県境を越えた生協活動は生協法違反になるためこれを是正することになり、同年8月に当時の山口中央生活協同組合（ユープやまぐち）と広島ユープ（大竹生協）に加入していた山口県居住者を脱退させ、新たに山口中央生協（ユープやまぐち）への加入を勧めるということになりました」（本年10月12日付貴信より。ただし、括弧内は私たちの責任で挿入・追加しています）について、お尋ねします。

（二）「私たちが知る限りでは、大竹生協（ユープ広島）の共、同購入部

門の職員たち（6人）が突然、「共同購入事業は全部、取りやめることになった」と常勤役員から告げられたのは、1985（昭和60）年8月の「盆休み明け」のことです。そして、1985年8月のカレンダーによりますと、8月17・18日が土・日曜日になつて いますので、それは8月19日（月）だった可能性が一番高いと言えます。

ところが、貴職は「昭和60年になつて、県境を越えた生協活動は生協法違反になるためこれを是正することになり」と言われます。そこで、貴職にお尋ねいたします。山口中央生協（コーポやまぐち）と大竹生協との間で「生協法違反の是正」について、協議を始められたのはいつ頃からですか？教えていただけませんか？また、貴職は「同年8月に当時の山口中央生活協同組合（コーポやまぐち）と広島コーポ（大竹生協）との間で確認書を交わし」と言われています。そこでお願ひいたします。その「確認書」を公開していただきることは出来ませんか？

（二）また、私たちが知る限りでは、大竹生協が岩国市などに越境す  
る堅地は、「苦労を重ねる一方で、三筋の壁として、」と言つて  
いる。

に）常勤役員から告げられたことは、「共同購入事業は全部、取りやめことになつた」ということでした。すなわち、貴職が言われる「生協法違反を是正する」ということではありませんでした。そして、事実という意味でも、大竹生協がしたことは、「共同購入事業は全部、取りやめる」ということでした。加えて、貴職もきっとご同意されると思いますが、「共同購入事業は全部、取りやめる」ということは、大竹生協の経営再建をあきらめ、大竹生協を経営破綻させる、ということを意味しています。そして、事実という意味でも、大竹生協はその後、経営破綻しました。

(岩国市民生協の倒産) 以降、生協法に違反することを承知の上で、岩国市などでの配達開始を決断・実行し、その翌（1985）年の8月の盆休み明けに突然、「共同購入事業は全部、取りやめる」と職員に告知・強行した大竹生協の当時の理事長が「生協法違反の是正」を思い立つた理由はどういうことだったのでしょうか？

私たちには、それは「組合員をお金に変える」ということだつたようと思えてなりません。何故なら、大竹生協が経営破綻すれば、「生協法違反」を犯している大竹生協それ 자체がなくなるのですから、ある意味で、それは根本的な問題解決を意味しているはずだからです。

（2）今般、COP共済の共同引受人としての資格を貴職が3億8,460万円（予定額）で日本cope共済生協連合会（以下、「日本cope共済連」と略す）に売り渡されている事実について、以下のとおり、貴職にお尋ねします。

（一）私たちはすでに明らかにしていますとおり、これは組合員の存在とその意思を貴職が売り渡したものであると考えています。私たちはそして、これは根本的に「組合員の自由意志を愚弄するもの」であると考えています。この点、貴職のお考えを明らか

かにしてくださいれば、幸いです。

(二) 私たちはまた、これもすでに明らかにしていますとおり、日本コープ共済連は、本来はC.O.O.P共済の契約者である組合員に帰属する共済掛け金の余剰(将来の余剰を含む)を貴職に分配する形で、貴職から共同引受人の資格を買い受けたと考えています。私たちはそして、これも根本的に「組合員の自由意志を愚弄するもの」であると考えます。この点、貴職のお考えを明らかにしてくださいれば、幸いです。

(三) 私たちはつまり、今般の貴職と日本コープ共済連から貴職が分配された、貴職はその代償に共同引受人の資格(組合員の財産)を日本コープ共済連に返上したものであると考えています。私はちはしたがつて、これは「組合員の自由意志を愚弄する」だけではなく、先般の「生協法改正」の本旨のひとつである「契約者保護」の趣旨に根本的に反するものであり、かつ、C.O.O.P共済の契約者である組合員の財産権を侵害する行為であると考えています。この点、貴職のお考えを明らかにしてくださいれば、幸いです。

以上のとおりです。貴職からのお返事を待つて、貴職のご請求に対する最終的な私たちのご返事をお届けすることにしたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

敬具

(追伸) 私たちの責任において、これまでの手続きに倣つて、この返信は貴信を添付した上で、「日本生協連および日本コープ共済生協連の会員生協」に「周知」手続きをとらせていただきます。どうかよろしく、ご了解ください。

## 2010年11月2日コープやまぐちからの書簡

前文のご挨拶は失礼させていただきます。

貴連合会のとつておられる「文書発送、その内容を全国配布」に拠つて、小職も10月25日に「グリーンコープ連合が全国配布された文書に関する当生協の見解」として、貴職が文書を届けられていると思われる先に郵送しました。

その中で、「私どもは、グリーンコープ連合殿との、この件のやり取りは終息したいと考えております。」と申し上げたところですが、10月28日付け文書を受領いたしましたので、今回に限り、以下ご回答申し上げます。

当方は事実経過の記述の訂正を求め、貴組合は事実の把握が間違っていたことは認められたものと考えております。しかし、解釈・評価について変えるつもりはないと言わざる所以あれば、それ以上議論する意味はないと考えております。ただ、山口中央生協に加入された組合員の方々は自由意志で加入されており、自分たちが「売買」されたとは考えていないことをお伝えしておきます。また、「大竹生協」に関する事項については同組合に代わって回答することはできません

ん。そして、貴職の主張される共済の問題にまで論争を広げる意思はありません。

以上のとおりで、今回の質問には一切お答えするつもりはありませんので、ご了解下さい。今後の書面等についても同様とさせていただきます。

2010年11月2日

生活協同組合連合会グリーンコープ連合  
会長 田中 裕子 様

生活協同組合コープやまぐち  
代表理事 理事長 有吉 政博 様

## 2010年11月16日グリーンコープ応答文

2010年11月16日

生活協同組合コープやまぐち  
代表理事 理事長 有吉 政博 様

生活協同組合連合会グリーンコープ連合  
会長 田中 裕子 様

拝復 寒くなりました。貴職におかれましては、ますますご健勝にてござる段、心から奉賀いたします。

さて、本(10)年11月2日付貴信、確かに拝受いたしました。ところで、貴職もよくよくご承知のとおり、私たちの貴職への疑問もしくは疑いは「昔、大竹生協(広島コープ)と山口中央生協(コープやまぐち)の間で岩国市・柳井市などに居住する大竹生協の組合員が売買されたことがあった」のではないか、というものです。貴職はしかし、「任意加入の事実を認めておきながら組合員売買と評されるのは、加入してきた組合員の自由意志を愚弄するもの」と私たちを論難し、「組合員の売買という表現も間違つていて、その間に存在する相違は『買取』ではないのか」という表現も間違つていて、その間に存在する相違は「重ねて私たちに請求されました。

私たちは受けて、本(10)年10月28日付文書で、①私たちが知る事実を総合する限りでは、貴職が言われる「組合員の売買」という表現も間違つていて」という結論にどうしても到達することができませんでした、②私たちはそこで、貴職のお助けも借りて、この件に関する私たちの事実認識を深め、できれば貴意に従えるよう努力したい、という趣旨において、ご質問をお届けいたしました。

貴職はしかし、前述した本(10)年11月2日付貴信において、「今回の質問には一切お答えするつもりはありませんので、ご了解ください。」とお答えするつまらないと思います。ご参考までに、貴職に「アカウンタビリティ」という言葉についてお伝えしますと、「アカウンタビリティ」は「アカウントイング(Accounting)」と「レスポンシビリティ(Responsibility)」という言葉の合成語であります。元々

は経営者が株主などの出資者(組合員は当然に含まれる)に負っている義務のひとつで、資金の使途や明細について、会計上の説明や報告を行う義務を意味していました。そして、それが転じて、最近では「個人や組織が影響を及ぼしたと思しき特定の事象や結果に關し、その原因となる意思決定行為について、合理的に説明を行う責任」を指すようになっています。

貴職はしたがいまして、第一にコープやまぐちの組合員に対して、第

二に「任意加入の事実を認めておきながら組合員売買と評されるのは、加入してきた組合員の自由意志を愚弄するもの」と論難している私たちに対し、第三に全国の生協に対して、貴職が本当に「組合員の売買がなかった」と言うのであれば、貴職が「同(昭和60)年8月に当時の山口中央生活協同組合(コープやまぐち)と広島コープ(大竹生協)との間で」交わされたと言う「確認書」を公開し、「山口中央生協(コープやまぐち)との間で数百万の金が動いた」「(大竹生協の)理事長は以前から、そうした交渉を続けていた」(旧大竹生協の常勤役員)といふ話が事実無根であることを明らかにする責任があるので、何故なら、私たちはすでに、1985(昭和60)年8月29日(木)の朝、山口中央生協(コープやまぐち)の職員たちが一齊に大竹生協の常勤役員に詰め寄り、日々に「約束が違う!」「約束を守れ!」と言つていたという事実を明らかにしています。貴職は、その対関係において、「確認書」を公開することによって、ここで問題となつて「約束」とは一体どのようなものであったのかということを、一目瞭然にすることが出来るはずなのです。にもかくわらず、貴職が「確認書」の公開を拒絶している事実は意味深長です。私たちはそして、その事実は「組合員の売買」が事実無根をいえないことを示唆している、と理解せざるを得ません。

貴職はまた、「任意加入の事実を認めておきながら組合員売買と評されるのは、加入してきた組合員の自由意志を愚弄するもの」と私たちを論難されるのであれば、今般、C.O.O.P共済の共同引受人としての資格を3億8,460万円(予定額)で日本コープ共済生協連合会に売り渡された事実についても、それが「組合員の自由意志を愚弄するもの」であるのかないのかについて、公明正大に説明する責任があります。私たちは率直に言つて、貴職は、前回は組合員を「数百万円」で買った、今回も3億8,460万円で売った、その間に存在する相違は「買った」と「売った」の相違だけである、と考えています。

私たちはしたがつて、貴職はその名譽と良心の名において、こうした疑問や疑いを氷解させてくれる責任と義務があると思います。私たちはそして、貴職がもし、そうした私たちの疑問を氷解させてくだされば、その事実を全国の生協に包み隠さず明らかにすると同時に、貴職に心からお詫びするだけでなく、心からの敬意を表します。

繰り返し、貴職にお願いいたします。どうか、私たちの疑問もしくは疑いを氷解させてくださる方向で、ご再考ください。心からお願いいたします。私たちは同時に、貴職がもし、「今後の書面などにについても同様」という立場を堅持されるとすれば、私たちはその疑問や疑いを氷解させてください。私たちは同時に、貴職がもし、「今後の書面などに終生、口にせざるを得なくなることを恐れる次第です。どうかよろしくお願いいたします。

敬具